

余市町建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築主が講ずべき措置（第2条―第4条）

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第5条―第17条）

第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等（第18条―第26条）

第5章 補則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置に関して、町長が行う認定及び変更の認定（以下「認定等」という。）に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項について定めるものとする。

第2章 建築主が講ずべき措置

（適合基準）

第2条 この章における建築物エネルギー消費性能確保計画及び建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

（判定の実施）

第3条 適合性の判定申請を行おうとする建築主は、町建築主事に建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認申請書又は法第18条第2項の規定に基づく計画通知を提出する場合、法第15条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第12条第3項に規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第12条第3項の規定による適合判定通知書の交付を受け、当該適合判定通知書若しくはその写しを町建築主事あて提出するものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第4条 適合性の判定申請を行った建築主（以下次項において「建築主」という。）は、町建築主事から基準法第7条第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする場合、前条の計画の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年省令第5号。以下「法施行

規則」という。)第3条の軽微な変更該当していることを説明する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(第1号様式。以下次項において「軽微変更該当説明書」という。)を町建築主事あて完了検査申請書に添付して提出するものとする。

- 2 建築主は、前項の場合において、計画の変更が法施行規則第11条の規定に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)に該当していることを証する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書(第2号様式)の交付を登録省エネ判定機関に求め、当該軽微変更該当証明書若しくはその写しを軽微変更該当説明書に添付するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(認定基準)

第5条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第30条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

第6条 計画の認定の申請を行おうとする建築主等(以下この章において「申請者」という。)は、町長に法第29条第1項の規定に基づく認定の申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査(以下「評価機関審査」という。)を、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を依頼し、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(以下「計画認定適合証」という。第3号様式。)の交付を受けるものとする。

- 2 前項の計画認定適合証は、法第30条第1項第1号及び第2号に規定する認定基準について、次に定める認定基準の全てに適合することを証したものでなければならない。

(1) 外皮性能の基準

(2) 一次エネルギー消費量の基準

(3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

(認定申請)

第7条 申請者は、法第29条第1項に規定する認定の申請をしようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通

省令第5号。以下「法施行規則」という。)第1条に規定する認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請に併せて法第30条第2項の規定による申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に基準法第6条第1項の規定による確認申請書を添えて、町長に提出しなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第8条 申請者は、法施行規則第1条に規定する図書のほか、第6条第1項の計画認定適合証を提出するものとする。

(認定の通知)

第9条 町長は、計画を認定したときは、法施行規則第3条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付するものとする。

(計画の変更申請)

第10条 申請者は、法第31条に規定する変更認定の申請をするときは、法施行規則第5条に規定する変更認定申請書を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第6条から前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第11条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(取り止めの届出)

第12条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定された建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定計画」という。)の建築を取り止めようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取り止める旨の届出書(第5号様式)に認定通知書を添えて、町長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第13条 認定建築主は、認定計画の建築物の工事が完了したときは、建築士による認定計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、速やかに、認定計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(第6号様式)を町長に提出しなければならない。

2 法第32条の規定により町長から報告を求められた認定建築主は、認定計画に基づく建築物の状況報告書(第7号様式)を町長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第14条 町長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(第8号様式)を当該申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第15条 町長は、法第33条の規定による改善命令が必要と認めるときは、改善命令書（第9号様式）により行うものとする。

（認定の取消し）

第16条 町長は、法第34条の規定による認定の取り消しが必要と認めるときは、認定取消通知書（第10号様式）により行うものとする。

（譲渡人決定の届け出）

第17条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲渡人に譲り渡した場合には、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を名義変更届出書（第11号様式）により町長に届け出ることとする。

第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

（認定基準）

第18条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定は、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

（事前審査）

第19条 建築物の所有者（以下この章において「申請者」という。）は、町長に法第36条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、評価機関審査を、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、判定機関審査を依頼し、建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証（以下「認定表示適合証」という。）（第12号様式）の交付を受けるものとする。

2 前項の認定表示適合証は、法第2条第3号に規定する基準について、次に定める基準の全てに適合することを証したものでなければならない。

（1） 外皮性能の基準

（2） 一次エネルギー消費量の基準

（3） その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

（認定申請）

第20条 申請者は、法第36条第1項に規定する認定の申請をしようとするときは、法施行規則第7条に規定する認定申請書を町長に提出しなければならない。

（認定申請に必要な図書）

第21条 申請者は、法施行規則第7条に規定する図書のほか、第19条第1項に定める認定表示適合証を提出するものとする。

（認定の通知）

第22条 町長は、計画を認定したときは、法施行規則第8条第1項の規定により、申請者へ認定通知書を交付するものとする。

（取下げ届）

第23条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げようとするときは、取下げ届（第13号様式）を町長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第24条 町長は、認定申請の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（第14号様式）を当該申請者に送付するものとする。

（認定の取消し）

第25条 町長は、法第37条の規定による認定の取消しが必要と認めるときは、認定取消通知書（第15号様式）により行うものとする。

（譲渡人決定の届出）

第26条 所有者が計画に基づく建築物を譲渡人に譲り渡した場合には、認定建築主又は譲受人は、単独で又は共同して当該建築物の名義を変更した旨を名義変更届出書（第16号様式）により町長に届け出ることとする。

第5章 補則

（補則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則（平成28年4月1日告示第42号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日告示第23号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第19号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。